

令和 8 年

気仙沼市立唐桑中学校

同窓会 総 会



期 日 : 令和 8 年 5 月 2 3 日 (土)

1 4 : 0 0 開会

会 場 : 気仙沼市立唐桑中学校 2 階多目的ホール

所 在 地 : 〒988-0541 気仙沼市唐桑町北中 130 番地

次 第

- 1 開会宣言
- 2 開会の挨拶
- 3 祝辞 唐桑中学校 校長 小松 佳子 様
- 4 報告 第1号報告 令和7年度事業報告
第2号報告 令和7年度会計決算報告
- 5 議事 第1号議案 令和8年度事業計画（案）
第2号議案 令和8年度会計予算（案）
第3号議案 会則の改定
第4号議案 会長の選出
第5号議案 その他
- 6 諸連絡
- 7 校歌斉唱
- 8 閉会の挨拶
- 9 閉会宣言



・同窓会の歩み

年号	年	月	日	事業等
昭和	32	8	1	同窓会創立総会
		10	28	同窓会記念誌発行
	33	8	23	総会準備会
			29	同窓会総会・演芸会
	34	4	30	在校生に学年別バッチ台布を寄贈（女生徒分）
	35	6	13	在校生に学年別バッチ台布を寄贈（女生徒分）
		9	8	同窓会総会・盆踊り大会
	37	2	28	小太鼓寄贈
		3	19	校長室用花器・茶器寄贈
	38	2	20	役員会
		2	20	楽器寄贈
	40	1	18	屋体落成式
		10	20	唐桑中学校生徒指導公開研究会へ金一封寄贈
	42	9	19	生徒会へ図書寄贈
	43	2	28	旭が丘学園と懇親会
	44	3	10	職員・生徒・野球部へ物品寄贈
	47	3	10	野球部へ物品寄贈
	49	3	10	職員用図書寄贈
	52	6	14	生徒用図書寄贈
	53	3	10	卒業生へリボン寄贈
		10	2	生徒会へトロフィー寄贈
	58	10	2	同窓会総会
	59	3	15	第1回同窓会入会式
		7	20	唐桑中学校旧校舎お別れ会
		9	8	同窓会総会
	60	3	15	第2回同窓会入会式
		6	22	唐桑中学校増改築記念祝賀会
		10	15	同窓会総会・唐桑中学校増改築記念講演会
	61	3	15	第3回同窓会入会式
		10	7	同窓会総会・記念講演会
	62	3	16	第4回同窓会入会式
	63	3	15	第5回同窓会入会式
平成	元	3	14	第6回同窓会入会式
	2	3	13	第7回同窓会入会式
	3	3	12	第8回同窓会入会式
	4	3	13	第9回同窓会入会式
	5	3	12	第10回同窓会入会式

年号	年	月	日	事業等
平成	5	4	1 2	校舎新築記念碑除幕式
	6	3	1 1	第 1 1 回同窓会入会式
	7	3	1 4	第 1 2 回同窓会入会式
	8	3	1 4	第 1 3 回同窓会入会式
	9	3	1 3	第 1 4 回同窓会入会式
		7	1 3	唐桑中学校創立 5 0 周年式典記念事業賛助
	1 0	3	1 0	第 1 5 回同窓会入会式
	1 1	3	6	第 1 6 回同窓会入会式
	1 2	3	4	第 1 7 回同窓会入会式
	1 3	3	3	第 1 8 回同窓会入会式
	1 4	3	2	第 1 9 回同窓会入会式
	1 5	3	4	第 2 0 回同窓会入会式
	1 6	3	2	第 2 1 回同窓会入会式
	1 7	3	7	第 2 2 回同窓会入会式
	1 8	3	6	第 2 3 回同窓会入会式
	1 9	3	2	第 2 4 回同窓会入会式
	2 0	3	3	第 2 5 回同窓会入会式
	2 1	3	3	第 2 6 回同窓会入会式
	2 2	3	3	第 2 7 回同窓会入会式
	2 3	3	8	第 2 8 回同窓会入会式
	2 4	3	6	第 2 9 回同窓会入会式
	2 5	3	5	第 3 0 回同窓会入会式
	2 6	3	4	第 3 1 回同窓会入会式
	2 7	3	3	第 3 2 回同窓会入会式
	2 8	3	8	第 3 3 回同窓会入会式
	2 9	3	7	第 3 4 回同窓会入会式
	3 0	3	5	第 3 5 回同窓会入会式
令和	元	3	5	第 3 6 回同窓会入会式
	2	3	5	第 3 7 回同窓会入会式
	3	3	5	第 3 8 回同窓会入会式
	4	3	2	第 3 9 回同窓会入会式
	5	3	6	第 4 0 回同窓会入会式
	6	3	2	第 4 1 回同窓会入会式
		1 2	2 0	太鼓両面張替修理への支援
	7	3	6	第 4 2 回同窓会入会式
	8	3	5	第 4 3 回同窓会入会式
		5	2 3	同窓会総会

唐桑中学校同窓会会則（現行）

第1条(名称) 本会は唐桑中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条(目的) 本会は会員の教養を高め、親睦を図り、更に中学校教育に対し積極的に協力することを目的とする。

第3条(会員) 本会の会員は唐桑中学校の卒業生をもって組織する。

第4条(事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員と学校の密接な連絡提携を図る。
- 2 会員の教養を高める事業
- 3 学校行事への積極的な協力
- 4 学校環境整備への積極的な協力
- 5 その他必要と認められる事業

第5条(役員) 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、事務局長1名、庶務2名、会計1名、監事2名、回生委員(各年度2名)

第6条(役員の選出) 会長は総会で選出する。役員は会長が指名し役員会で承認する。但し、回生委員は卒業年度毎に選出する。

第7条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。

- 1 中学校職員
- 2 その他役員会で認めたもの

第8条(役員の任務) 会長は会務を掌り、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。事務局長は庶務、会計を総括する。庶務、

唐桑中学校同窓会会則（改定案）

第1条(名称) 本会は唐桑中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条(目的) 本会は会員の教養を高め、親睦を図り、更に中学校教育に対し積極的に協力することを目的とする。

第3条(会員) 本会の会員は唐桑中学校及び旧小原木中学校の卒業生をもって組織する。

第4条(事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員と学校の密接な連絡提携を図る。
- 2 会員の教養を高める事業
- 3 学校行事への積極的な協力
- 4 学校環境整備への積極的な協力
- 5 その他必要と認められる事業

第5条(役員) 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、事務局長1名、庶務2名、会計1名、監事2名、回生委員(各年度2名)

第6条(役員の選出) 会長は総会で選出する。役員は会長が指名し役員会で承認する。但し、回生委員は卒業年度毎に選出する。

第7条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。

- 1 中学校職員
- 2 その他役員会で認めたもの

第8条(役員の任務) 会長は会務を掌り、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。事務局長は庶務、会計を総括する。庶務、

会計はそれぞれの任務を掌る。監事は会計の監査を行い、回生委員は役員会の要請を受け、各種の会議に出席し意見を述べ、任務を遂行する。顧問は本会の諮問に応じる。

第 9 条 (役員 の 任期) 役員 の任期は 1 ヶ年とし、再任を妨げないものとする。

第 10 条 (総会) 総会は会長が必要に応じて招集し、会員の出席者をもって開催する。なお、総会の議長は会長があたる。

第 11 条 (役員会) 役員会は年 1 回 2 月に開催し、会の重要事項を審議する。なお、役員会の議長は会長があたる。

2 役員会においては、会務の諸報告、事業計画、予算、決算、会則の改正、役員 の選出等に関する事項の決議は出席者の合議とする。決しない場合、最終の判断は会長が行う。

第 12 条 (経 費) 本会の諸経費は会員より徴収する会費、寄附金および事業収入、その他をもって充当し、会費は一人 1,000 円とし、卒業の際一度に納入するものとする。

第 13 条 (年 度) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

- ・ 本会則は昭和 32 年 8 月 11 日より施行する。
- ・ 本会則は昭和 58 年 10 月 2 日より施行する。
- ・ 本会則は令和 6 年 8 月 18 日より施行する。

役員名簿

会計はそれぞれの任務を掌る。監事は会計の監査を行い、回生委員は役員会の要請を受け、各種の会議に出席し意見を述べ、任務を遂行する。顧問は本会の諮問に応じる。

第 9 条 (役員 の 任期) 役員 の任期は 1 ヶ年とし、再任を妨げないものとする。

第 10 条 (総会) 総会は会長が必要に応じて招集し、会員の出席者をもって開催する。なお、総会の議長は会長があたる。

第 11 条 (役員会) 役員会は年 1 回 2 月に開催し、会の重要事項を審議する。なお、役員会の議長は会長があたる。

2 役員会においては、会務の諸報告、事業計画、予算、決算、会則の改正、役員 の選出等に関する事項の決議は出席者の合議とする。決しない場合、最終の判断は会長が行う。

第 12 条 (経 費) 本会の諸経費は会員より徴収する会費、寄附金および事業収入、その他をもって充当し、会費は一人 1,000 円とし、卒業の際一度に納入するものとする。

第 13 条 (年 度) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

- ・ 本会則は昭和 32 年 8 月 11 日より施行する。
- ・ 本会則は昭和 58 年 10 月 2 日より施行する。
- ・ 本会則は令和 6 年 8 月 18 日より施行する。
- ・ **本会則は令和 8 年 5 月 23 日より施行する。**

・役員名簿

本部

役 職	氏 名	備 考
会 長	鈴 木 高 登	
副 会 長	戸 羽 一 明	
	小野寺 利津子	令和7年度 唐桑中学校父母教師会会長
事務局長	川 村 貴 史	
庶 務	欠 員	
	欠 員	
会 計	小 松 広 和	
監 事	村 上 進	
	佐 藤 晶	

※本部役員は令和6年8月18日より改定

令和8年本部（案）

役 職	氏 名	備 考
会 長	鈴 木 高 登	
副 会 長	戸 羽 一 明	
	伊 藤 尚 美	令和8年度 唐桑中学校父母教師会会長
事務局長	川 村 貴 史	
庶 務	欠 員	
	欠 員	
会 計	小 松 広 和	
監 事	村 上 進	
	佐 藤 晶	



校歌

作詞 水上 不二

作曲 末広 恭雄

一 黒潮はひびく 視野は果てなし
太平洋 みなぎる力

あがれり太陽 気流よ 雲よ
友あり 真理に生くるよろこび
御崎のこの宮 羽ばたくかもめ
唐桑中学 地球は朝なり

二 黒潮はひびく 松はさやけし
太平洋 はぐくむいのち

巨釜半造 しぶきよ岩よ
うるわし リアスの岸に咲く百合
理想のこの旗 あやなす電波
唐桑中学 羅針は光れり

三 黒潮はひびく 風は香ぐわし
太平洋 わきたつしらべ
幸あれ前進 南よ 北よ
栄あれ 世界の海を往くもの